広報 水巻

9月23日（1966）

■ No. 228 ■

毎月1回各家庭に配布

発行所 福岡県遠賀郡水巻町役場　発行人 西尾 司　編集人 広報編集委員会（企画室内）　印刷所 冷牟田印刷合資会社　電話（代表）㊙0536

町の人口
（41.7月末現在）

人口	30,812
男	15,334
女	15,478
世帯数	7,048

前月との比較
人口－150　世帯－34

計量器の定期検査

計量法の規定により取引証明用の「はかり」「長さ計」「ます」について、つぎのとおり定期検査が行なわれます。

所持者はぜひ検査をうけてください。

◎十月十三日
十時～十六時
猪熊小学校

◎十月十四日
十時～十六時
町民会館

◎十月十五日
十時～十二時
下二町住公民館
十三時～十六時
吉田二公民館

「母親学級」開催日の変更

九月から母親学級（妊婦保健指導）の開催日がつぎのとおり変更されています。

一、開催日時
毎月第一、第二、第三月曜日十三時三十分から

二、会場役場別館

※初妊の方はぜひ出席しましょう。

役所への不満解決に
巡回行政相談へ
十月十一日 町民会館

役所への苦情、不満を聞き、〝あっせん〟解決する「巡回行政相談」が開設されます。

相談には、九州行政監察局があたり、個人の秘密はかたく守られます。

開設日 十月十一日 火曜日

時間 九時～十六時

場所 頃末 町民会館

役所の仕事について、いろいろな不満、苦情を、気軽にご遠慮なく申し出てください。

これまでも相談を申し出たことによって、

◎不手際な道路工事による迷惑、が改良工事で解消した。

◎交通事故による損害賠償のことがよくわかった。

◎遅れていた遺族年金の裁定がすぐかたづいた。

などや、恩給、生活保護、社会保険、労災、衛生、登記などの苦情で解決されたものが少なくありません。

役所に対するあなたの不満の解決に、十月十一日の「巡回行政相談」をご利用ください。

みんなでつくろう たのしい老後

今年は敬老の日が国民の祝日に加えられ、老後の生活を明るく、ゆたかなものにするため、すべての人がこぞって協力し、平和な家庭、明るい社会をつくる気運が高まっています。

十五日の敬老の日から二十一日までは老人福祉週間として、多年社会につくされてきた老人を敬愛し、長寿を祝うとともに、老人福祉について関心と理解を深め、老人自身も時代と共に生きる意欲をいっそう高めていただくよう、各地でいろいろな行事が行なわれました。

町内でも各区の老人クラブを中心にして地区の人々が長寿をお祝いしたり鯉口区の麻生国治さんが町内三百人のご老人に自分で作った〝杖〟を贈ったり、町でも町民会館に七十五才以上のご老人をお招きし、演芸と心ばかりのお酒で一日を楽しんでいただいたり、いろいろなことが行なわれました。

老人の福祉の問題は、ひとり老人だけの問題ではありません。

老人と若い人が、家庭、職場、地域社会で話し合い、お互いの立場も理解し、尊重しあって協力しましょう。

家庭は、家族の憩いの場であり、生活の基拠であるので、家庭を中心とし、老人の福祉をはかることが大切です。

家中そろって「おじいさん、おばあさんありがとう」の趣旨で老人を中心とする家庭団らんのふん囲気をつくりましょう。

老人の健康を高めるための食生活を工夫しましょう。

家庭の中で老人に役割りを与えるようみんなで考えましょう。

また、老人自身も社会に向って長い経験を生かし、貢献することは、若い世代と協調する意味で大切なことでしょう。

老人自身の特技なども生かし、みんなのためになるような奉仕活動を行ないましょう。

老人も若い人の気持を理解するように努めましょう。

寿 水巻町長寿者名

（敬称略）

深田 ウタ	九十四才	中央区	
入江 チカ	九十三才	頃末	
大野九十郎	九十三才	上二	
小山 ユリ	九十二才	猪熊	
吉田 マツ	九十一才	下二	
新庄 イツ	九十才	古賀	
中村 ロク	八十八才	吉田三	
佐藤 クニ	八十八才	高松区	
大曲 タキ	八十八才	樋口	
古川 ツキ	八十八才	古賀	
入江タケノ	八十八才	下二	
篠崎ウタノ	八十八才	吉田三	
永沼マサノ	八十八才	伊佐座	
池田 カメ	八十八才	高松区	

変わった 児童・重度 精神薄弱児 扶養手当
該当者はすぐ支給申請を

このたび、児童および重度精神薄弱児扶養手当法の一部が改正され、対象児童の範囲の拡大、手当月額や所得制限の基準額の引き上げなどが行なわれました。

該当すると思われる方は役場厚生課にご相談ください。

◎児童扶養手当とは＝父と生計を同じくしないか、または父が廃疾の状態にある人で、義務教育終了前および二十才未満で廃疾の状態にある児童を養なっている母・養育者に支給される手当

◎重度精神薄弱児扶養手当とは＝二十才未満で重度精神薄弱の状態にある児童を養なっている父・母等に支給される手当。

㈠ 児童扶養手当

項目		改正前	改正後	実施の時期
児童の範囲		20才未満でおもに結核性疾患のため、身体の機能に障害があつたり、長期療養を必要とするもの	左の障害がすべての疾患に拡大されたもの	41年12月1日から12月中に請求されると1月分から支給します
手当月額		児童1人…… 1,200円 2人…… 1,900円 3人以上の場合は、上記2人を除く1人につき400円加算した額	児童1人…… 1,400円 2人…… 2,100円 3人以上の場合は、上記2人を除く1人につき400円加算した額	42年1月1日から
所得制限となる基準額	請求者（受給資格者）	22万円に前年末生計維持の児童1人につき4万円を加算した額	左の場合基本額22万円24万円に引き上げられがた。	昭和40年分所得から
	配偶者	所得額が課せられない程度の所得額	扶養義務者と同額に引き上げられた	〃
	扶養義務者	扶養親族が5人である場合に72万以上の収入であつた場合	左の場合72万が82万円に引き上げられた	〃

㈡ 特別児童扶養手当

項目	改正前	改正後	実施の時期
児童の範囲	20才未満で重度精神薄弱の状態にあるもの	左の児童に重度の身体障害児が加えられた	41年8月1日から8月中に請求されると9月分から支給します
手当月額	対象児童1人につき 1,200円	対象児童1人につき 1,400円	42年1月1日から
所得制限となる基準額	上記児童扶養手当と同じです		昭和40年分所得から

㈢ 昭和40年の所得による扶養義務者および配偶者の所得制限の基準となる収入金額一覧

扶養親族等の数	収入金額	扶養親族等の数	収入金額
0	490,000 円	5	817,500 円
1	607,500	6	870,000
2	660,000	7	922,500
3	712,500	8	975,000
4	765,000	9人以上	略

貸し付け範囲が広がった 農業改良資金

農業改良資金制度の一部が改正され、貸し付けの範囲が広げられました。

こんどの改正で新らしく貸し付けの対象となったものは、つぎのとおりです

①優良茶園の被覆資材・かんきつ類の防風資材の購入資金。

・貸し付け限度額＝標準事業費の七〇パーセント以内
・償還期限＝三年以内

②生活改善資金として自家用給排水施設の設備資金

・貸し付け限度額＝三万五千円
・償還期限＝二年以内

③農業後継者育成資金は一年間のすえ置きが認められ、返済期間が四年間となりました。

※農業改良資金を利用される方は役場産業課へ

足もと道路の整備すすむ
樋口～折尾線・頃末～先園線など

梅の木配給所前から日炭第三竪坑の前を通り、浅川までの樋口～折尾線、全長四百メートルが三百四十万円をかけてきれいに舗装されました。

この道路は、日炭従業員の人たちが通勤に利用することが多く、基幹道路だけでなく「足もと道路の整備も」という住民のみなさんの声によって舗装されたものです。

町では、このあとすぐに頃末の「頃末～先園線」、新生街からはいる「和田～鶴の後線」などの舗装工事にかかっており、みなさんの足もと道路をできるだけ整備しようとつとめています。

ヘルメットをかぶろう

交通事故をなくす福岡県民運動本部では、自動二輪車の運転者に対して、ヘルメットをかぶるように呼びかけています。

自動二輪車やバイクによる交通事故は、たいへん高い死亡率を示しています。

ことしの一月から七月までの県下の交通事故による死亡者は三百十九人で、このうち二輪車による死亡者が百四十五人と約半分をしめています。

この二輪車の事故犠牲者のうち七十五パーセントが頭部のけがが原因となっています。

バイクなどを運転したり、乗せてもらうときは、かならずヘルメットをかぶりましょう。

水巻まつり 文芸作品募集

町教育委員会では、文化の日を中心に行なわれる〝水巻まつり〟の行事のひとつとして、文芸作品を募集します。

応募要領

▽創作（短編小説・随筆）
一人一編のこと。（四百字詰原稿用紙三十枚以内のこと。）

▽自由詩 一人三編以内のこと。（四百字詰原稿用紙を用いること。）

▽短歌 一人三首以内のこと。（官製ハガキを用いること。）

▽俳句 一人五首以内のこと。（官製ハガキを用いること。）

▽児童詩 一人二編以内のこと。（四百字詰原稿用紙を用いること。）

広募規定

1 題材は自由。
2 未発表のものに限る。
3 作品には、住所、氏名（本名）を記入のこと。児童、生徒は学校名、学年を記入のこと。）

締切 十月二十日（木曜日）

送り先 水巻町教育委員会事務局文芸作品募集係宛（頃末）

養豚の井上さんに県知事賞

経営・飼育・衛生性を対象に

福岡県・福岡県畜産会・県内畜産団体の共催で〝のびゆく畜産をささえる衛生週間〟が八月二十二日から一週間設定され、養鶏、養豚、酪牛、和牛などの衛生、経営、飼育の状況などの優秀な経営者が表彰されました。

県下で十九人の表彰者の中に、古賀区の養豚経営者井上毅氏がその経営、衛生的な飼育ぶりなどを表彰され、県知事賞を受けました。

井上氏は、内豚、繁殖豚、種牡豚を百頭余も飼育されており、その経営ぶりは、米などの収穫量の少ない水巻町農業のひとつの行き方として注目されています。

養豚経営に情熱を傾けられる井上氏の今後は、水巻町の畜産、農業に大きな影響を与えていくことでしょう。

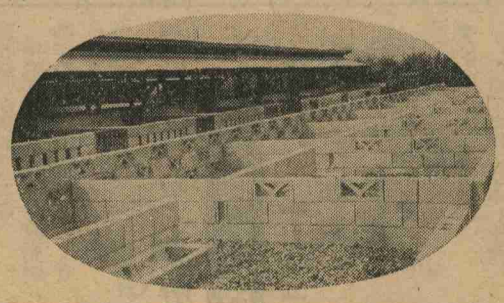

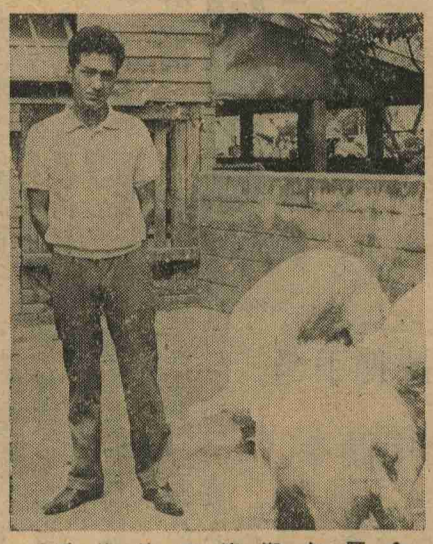

㊤近代的で清潔な豚舎
㊦豚舎に立つ県知事賞をうけた井上さん

豚コレラに注意！

おかしいときはすぐ連絡を

八月上旬から筑後地区に豚コレラ病が発生しています。八月末までに、八女市など五市十町にわたり約千二百頭の発生をみています。

豚コレラ病は、豚にとって最も死亡率が高い伝染病です。この病気から豚を守るため、つぎのことに注意しましょう。

①豚舎の消毒を完全にし、入口には踏込消毒槽をつくり病源体を外からもち込まないようにする。これには、その人も豚舎に近づけないようにすることが大切です。

②子豚を買い入れるときは、必らず豚コレラ予防注射をした豚を買い、三週間は別において観察してください。また購入先が危険地区でないかよく調べて買いましょう。

③豚コレラ病がこのように流行しているときは、残飯養豚はひじょうに危険です。必らず煮沸して与えましょう。

④あやしい病気の豚を発見したら、すぐ役場産業課にご連絡ください。

稲の病害虫が発生しそう

県農業試験場の調査によると、稲の病害虫「トビイロウンカ」や「アワヤトウ」が発生しそうだということです。

「トビイロウンカ」が発生すると稲の下葉が枯れ、気温が低くなるとともに被害が大きくなります。

発生が予想される時期は、九月中旬から下旬にかけてで、防除のためにはDEP剤以外の薬を散布する必要があります。

「アワヨトウ」の発生が予想される時期は九月中旬から十月中旬にかけてで、「アワヨトウ」が発生すると稲の虫くいが多くなり、大きな被害をうけます。

防除の方法としては、九月中旬から発生する「トビイロウンカ」の幼虫といっしょに殺すようにすると効果があります。

おかしいと感じられたときは、役場産業課までご連絡ください。

県展（洋画の部）に六回目の入選

水中の佐藤幸乃先生

九月十三日から福岡市県文化会館で開かれている第二十二回福岡県展洋画の部に、水巻中学校佐藤幸乃先生の作品が六年連続で入選しています。

題〈重い翼〉　県展に入選した佐藤先生の作品

先生の今年の作品題名は「重い翼」。

この作品について先生は「私は、炭坑に深い愛情を感じながら離職の決心をせまられる人の心は、重い翼をひきずって、見知らぬ空へ飛びたつ鳥に似ていると思います。

これは、炭坑に生まれ、育って、いま炭坑の少年達に絵を教えている私には、一度はかかなくてはならない大切なテーマだったのです。それが今年の作品として、一応完成したことをうれしく思います。」と制作の気持を話されました。

中国経済貿易展へどうぞ

〈入場無料〉

とき　十月一日～十月二十一日
　　午前九時～午後十七時
場所　北九州市小倉区小倉城の南一帯

高度の科学水準を示す重化学・工業・軽工業製品などの展示から、中国情緒豊かな美術・工芸品、装飾品、紡織製品、食料品、皮・毛革製品、文房具、漢方薬などの記念即売をいたします。中国映画も上映されます。

主催　中国国際貿易促進委員会
受入団体　中国経済貿易展覧会
　全国協力会
　同　西日本協力会

お母さんと一緒に

保育園児の運動会

ご両親が働らいていたり、家の商売などのため、家庭で保育のできないこどもをおあずかりしている町立第一、第二保育園児百二十名のかわいい運動会です。

今日ばかりは、ママもパパもそろってボクたちと一日遊ぶんでうれしくてたまらない。

跳んだり、はねたり、輪くぐりしたり。ママたちも楽しそうだ。

らんらら、らんらん、らんらんらん。おててをたいて、くるっとまわり、天まで跳んで〝シェー〟

お母さんと一緒におどる園児のはずむ声が、初秋のグランドいっぱいに広がります。

〝赤い羽根運動〟にご協力を

十月一日～十二月三十一日

国民たすけあい〝赤い羽根共同募金運動〟は、今年で二十周年を迎えます。

世の中の不幸をなくし、みんながしあわせであるようにということは、みんなの願いであり、また、共同のつとめでもありましょう。

社会福祉についてのみなさんのご理解を得、たすけあいの精神で、進んで出しあっていただく寄付金を各種の社会福祉事業に計画的に配分し、これを通じて社会保障を向上させ、推進しようというのが〝赤い羽根運動〟の目的です。

この赤い羽根による募金は、つぎの表のように使われています。

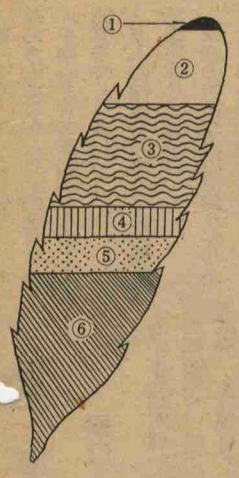

①災害見舞金等に　1,442,790円
②し体不自由施設等に　12,333,862円
③歳末たすけあい等に　24,564,440円
④老人ホーム等に　5,008,707円
⑤福祉事業関係に　9,398,192円
⑥地域福祉協議会に　39,699,908円

戦没者の遺族、戦傷病者の妻などに対する給付金法など改正

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

◎今まで権利のなかった人も資格があるようになりました。

◎特別弔慰金は受給権者が死亡、国籍喪失、再婚、生死不明などの場合、戦没者に子がない限り受給権は認められていませんでした。

今回これが改正され、弔慰金の受給権者がいなくなっている場合でも、戦没者の死亡当時、戦没者と同一生計にあった父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がある場合、その順序に転給できます。ただし、戦没者死亡後遺族以外の者と婚姻、養子縁組等をしたことにより、昭和四十年四月一日現在で、戦没者の死亡当時称していた氏と変っている者は転給が認められません。

◎提出書類
1 請求書
2 戦没者の遺族の現況についての申立書
3 戦没者との生計関係申立書
4 請求者の戸籍抄本
5 戦没者の除籍時の戸籍謄本
6 戦没者の戦没の日から、昭和四十年三月三十一日までの間における請求者の身分関係の異動を明らかにすることのできる戸籍謄本
7 印鑑票

戦傷病者等の妻に支給される特別給付金

◎つぎの者に対して十万円の国債が支給されます。

◎軍人、軍属、準軍属で、昭和十二年七月七日以後公務により傷病となり、昭和三十八年四月一日現在傷病の程度が第五項症以上に該当する者の妻（内縁の妻を含み、事実上離婚の状態にある妻を除く）であって、昭和四十一年四月一日まで引き続き妻である者。

◎提出書類
1 請求書
2 請求者の戸籍謄本と住民票謄本
3 失格事由非該当申立書
4 印鑑票

◎時効　昭和四十四年六月三十日

戦没者等の妻に対する特別給付金の改正

◎つぎの者にも二十万円の特別給付金が支給されます。

◎援護法の昭和三十九年十月改正（生別再婚解消等）と昭和四十一年十月改正（死別再婚解消妻等）によって遺族年金を受給することとなった戦没者等の妻。

普通恩給の通算改定請求を早く

つぎのような方は、普通恩給（扶助料）が増額されます。該当者は①履歴申立書②恩給証書写を役場経由で提出してください。

①終戦までに軍人普通恩給（扶助料）をもらっていた者又は裁定されていた者。

②終戦までに軍人恩給をもらっていない者、または裁定されていないがつぎのような経歴の者。

⑧軍人と他の恩給公務員の経歴をもちつぎのような者。

※昭和三十七年七月一日以降恩給（扶助料）を請求し裁定を受けた者と、通算改定請求すみの者は、この改定請求をする必要はありません。

※請求権利は、昭和四十二年六月三十日で時効となります。

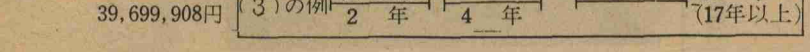

ごめいふくをお祈りします

つぎの方から社会福祉協議会にご寄付をいただきました。お礼を申し上げます。

故剣一様　加藤モモエ様
故正様　吉田栄様　吉田三
故直隆様　三好管子様　下二
故安蔵様　矢野次敏様　浅川
故ユノ様　酉野静夫様　猪熊
常盤区